

条 例

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第三十一号

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第六号の表第五号中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。

別表第九号の表第二号を削り、同表第三号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同号を同表第二号とし、同表中第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第九号の二を第八号とし、第九号の三を第九号とし、第十三号を第十五号とし、第十号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の五を第十一号とし、第九号の四を第十号とする。

別表第十号を次のように改める。

十 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく手数料

事務の種類別	名 称	金 額
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元

別表第十二号を削る。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。